

2012年5月16日 全2頁

進展する株主総会の分散開催

環境調査部
鈴木裕

株主総会の開催日の分散化が進んでいる

[要約]

- 2012年6月の株主総会集中日は28日で、現在までの集計で集中率は42.5%となった。
- しかし、集中日を含む3連続日に72.4%が集中しており、団子状の分布となっている。
- なお一層の分散開催が期待される。

2012年6月株主総会の期日

3月決算の東京証券取引所上場会社のうち584社の株主総会期日が判明した(5月16日時点)。今年は28日の木曜日に集中しているが、その前日と前々日に開催する会社も相当ある。

今年の集中日は6月28日 木曜日

これまで判明している分に関しては、28日への集中率は42.5%であった。東京証券取引所の調べ¹では、集中開催がピークだった95年には96.2%が同一日へ集中していたが、2008年まで一貫して集中率は低下し、48.1%にまで下がった。2009年に若干上昇し49.3%となったが、2010年42.6%、2011年41.2%と、集中率は大きく下落しており、分散が進んだように見える。しかし、28日を含む3連続日に開催する企業の比率は高く72.4%となっており、その前週の3倍以上である。

東京証券取引所上場の3月決算会社はこのほかにおよそ1100社あるが、現段階の分布を見る限り、開催日は分散される傾向にあるとはいえ、連続する数日間に集中した状況になっている。

集中日の決まり方

集中日を決める二つのルール

株主総会が特定の日程に集中するのは、一定の実務慣行があるためだ。この慣行は、3月決算会社の場合であれば、

- ・ 6月最終の平日の1日前の平日であること
- ・ 月曜日以外の平日であること

というものである。

¹ 「定時株主総会集中率推移グラフ(3月期決算会社)」

<http://www.tse.or.jp/listing/sokai/shuchu/b7gje600000059q3-att/b7gje60000007s5o.pdf>

図表 2012年3月決算会社による6月中の株主総会分布状況

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 5月中 | | | | | 1 | 2 |
| 1 | | | | | 0 | 0 |
| 0.2% | | | | | 0.0% | 0.0% |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.3% | 0.0% |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 0 | 0 | 1 | 2 | 4 | 11 | 2 |
| 0.0% | 0.0% | 0.2% | 0.3% | 0.7% | 1.9% | 0.3% |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 1 | 1 | 10 | 22 | 14 | 80 | 2 |
| 0.2% | 0.2% | 1.7% | 3.8% | 2.4% | 13.7% | 0.3% |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 1 | 6 | 83 | 92 | 248 | 1 | 0 |
| 0.2% | 1.0% | 14.2% | 15.8% | 42.5% | 0.2% | 0.0% |

出所：東京証券取引所東証上場会社情報サービスをもとに大和総研作成

この実務慣行は、株式会社の権利行使基準日制度に一応の根拠を持つ。会社法では、定時株主総会について「毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」（296条）と定めるのみであり、必ずしも3ヶ月以内に開催しなければならないという規定はない。しかし、株主総会の決議に参加する権利を確定する基準日の有効期限が3ヶ月と定められている（124条）ことから、このような慣行が定着している。定時株主総会の場合には、定款で「第〇条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする」というように、株主総会の権利行使基準日を事業年度末日、つまり決算日と同一日に定めるのが通常だ。この基準日の有効期限が3ヶ月以内とされているため、3月末日決算であれば6月中の総会開催が必須となる。定時株主総会に関する基準日を決算日以外に定めることも可能ではあるが、実務では採用されておらず、6月下旬に集中的に開催される状況は、変わっていない。

海外の投資家は集中開催に不満を表明

しかし、集中開催は、複数の株式を保有する投資家にとっては、総会参加の機会を制限されることになるため、強い批判がある。国際的な機関投資家から構成されるアジア・コーポレート・ガバナンス・アソシエーション（Asian Corporate Governance Association）は、「日本のコーポレート・ガバナンス白書」（2008年5月）²で、「株主総会の時期の集中は依然として株主権利の行使と、優れたコーポレート・ガバナンスの主たる障害となっており、かつ、不必要である」と指摘している。こうした投資家の批判に応え集中日を避けて開催する動きが強まっている。前記の通り、開催日が分散化しているのは、このためである。

期待される一層の分散化

近年、開催日が分散し改善傾向にあるとはいえ、なお一層の分散化が期待されるだろう。

² [http://www.acga-asia.org/public/files/ACGA_Japan_WP_May2008_\(Japanese2\).pdf](http://www.acga-asia.org/public/files/ACGA_Japan_WP_May2008_(Japanese2).pdf)